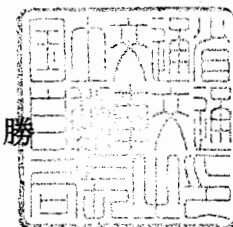


国自整第88号
平成20年10月14日

日立建機株式会社
代表執行役社長 木川 理二郎 殿

国土交通省自動車交通局長
本田 勝



大型特殊自動車の不正な改造等に係る業務改善指示について

大型特殊自動車の不正事案に係る平成20年9月12日の調査指示に対し、平成20年10月14日、貴社より、不正な改造等の事案の全容について報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、貴社は、大型特殊自動車の製作者として、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準を遵守し、車両を製造・販売する立場にありながら、また、平成17年に社団法人日本産業車両協会を通じ、道路運送車両法の遵守を要請したにも拘わらず、そのような行為を行ったことは、不正防止に対する自覚が欠如し、取り組みが極めて不十分であったと断ぜざるを得ず、嚴重に注意する。

については、使用者の特定及び不正な改造等の有無の確認を速やかに完了させ、不正な改造等が行われた車両について使用者にその旨を周知するとともに車両の改修を早急に行い、また、再発防止策の実施に万全を期すよう業務改善を指示する。

なお、報告のあった対象車両の改修の進捗状況及び再発防止策の実施状況について、管轄する関東運輸局長から、道路運送車両法第54条の3の規定に基づき、報告を求めることとする。